二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十六円	十年間
		平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十四円	
		平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十五円	
		平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十四円	

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ニ　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものとみなす。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ヘ　太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、調達価格の欄に掲げる価格に二円を加えた額とする。

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合であって、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）

(i)　太陽電池に係る変更の認定

(ii)　当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合を除く。）の認定に限る。）

ロ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合を除く。）の認定に限る。）

調達価格	調達期間
二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

（風力発電設備に係る調達価格等）

第三条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容（当該契約に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下同じ。）を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧認定の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。